

岱志高等学校いじめ防止等基本方針

令和2年（2020年）12月18日改訂

熊本県立岱志高等学校（全日制）

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、教師自ら児童生徒一人一人の大切さを自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが生徒との信頼関係を築き上げ、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないようにしなければならない。そのため、いじめの防止等の対策は、いじめが将来にわたりいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることや、いじめは人としての心の課題であり、その解決が重要であること児童生徒や教職員、保護者、地域住民等が十分に理解できるように進めなければならない。

これに加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することの重要性を認識し、国、県、市町村、学校、家庭、地域その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 本校におけるいじめの防止等の基本的な考え方

平成30年5月18日に、いじめが原因で自死した本校3年女子生徒や御遺族の思いをしっかりと受け止め、重大事態を二度と起こさないという強い決意のもと再発防止に努める。綱領「敬愛」「好学」「進取」「前進」及び教育目標、「熊本県いじめ防止対策審議会答申を踏まえた学校の改善について」（令和元年）、「熊本県いじめ調査委員会調査報告書を踏まえた学校の改善について」（令和2年）に基づき、いじめの防止等に取り組む。

なお、教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を引き起こし、深刻化する場合がある。また、教職員一人一人の言動が、生徒の人格形成に大きな影響を与えることを深く自覚し、学校における言語環境の整備に努めるとともに、生徒に言葉の大切さを気付かせる指導に努めなければならない。特に授業においては、学習内容に関する発言と私語を区別することに注意を払い、不適切な発言等については、これを絶対見逃さないこと。

3 いじめの定義と様態

（1）いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた生徒の立場に立って見極めなければな

らない。

この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが必要である。いじめられていても、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、いじめはどの子供にも起こりうるものであり、それを相談することは決して恥ずかしいことではないことを理解させるとともに、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

なお、いじめの認知は、特定の教職員にのみよることなく、本校においては「いじめ防止対策委員会」で行う。

「法」における「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。なお、インターネット上で悪口を書かれた生徒本人がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行わなければならない。

一方で、いじめられた生徒の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合は限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、発言者の認識としては軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を本校の「いじめ防止対策委員会」へ情報提供しなければならない。

（２）具体的ないじめの様態

ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。

ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

オ 金品をたかられる。

カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

ク パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

等

4 いじめの理解

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関わる国民的な課題である。いじめから子供を救うためには、大人も子供も、一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、いじめは、どの学校でも、どの子供にも起こりうるものであるが、その責任をいじめられる側に求めるものではない。

とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験することもある。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、命又は身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認める事案もある。

なお、平成28年6月刊行の国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、依然として、多くの児童生徒が立場を入れ替わり被害や加害を経験していることが調査データによって確認されている。

それに加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構成上の問題（無秩序性や閉塞性等）、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」、さらには「無関心な者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気醸成されるよう努めなければならない。

5 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめの防止等の対策は、単に、いじめをなくす取組にとどまらず、子供に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図ることが必要である。なお、ここで言う「いじめに負けない」という表現は、いじめ心（人をいじめたい気持ち）やいじめへの不安感（いじめられたらどうしようという気持ち）等を克服し、いじめを決して許さず、乗り越えようとする心を高め合うことの大切さを述べたものである。

(1) いじめの防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることから、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の働きかけが必要である。したがって、全ての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、子供に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壌をつくり上げることが重要である。

特に、生徒には様々な背景（障がいのある生徒、性的指向・性自認に係る生徒、海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒等）がある生徒もいることから、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の背景等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携を図りながら、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行うこ

とで、いじめの防止等に対応することが求められる。

このため、学校の教育の根幹に人権教育を据え、教育活動全体を通して道徳教育等を充実させ、読書活動・体験活動等を推進することにより、生徒の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度等、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが求められる。

併せて、学校の教育活動全体を通じて、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促進し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めることが必要である。さらに、自他の意見や能力等に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動できる力等、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる必要がある。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、全ての生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

さらに、いじめの問題に取り組むことの重要性について県民全体の認識を深め、家庭、地域と一体となって情報モラルの醸成を含めた取組を推進することが必要である。

(2) いじめの早期発見

ア いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒の小さな変化に気付く力を高めること。

イ いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識すること。

ウ 生徒は思春期の多感な時期であることから、生徒の表面的な表情や「大丈夫です。」などといった言動だけで判断することなく、保護者に気になる点を伝えたりするなど、一步踏み込んだ対応を行うこと。

エ わずかな兆候にもいじめの可能性を考えて、初期の段階から関わりを持ち、子供たちがいじめを隠したり軽視したりすることがないように積極的に対応すること。

オ いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して生徒を見守ること。

(3) いじめへの対処

ア いじめが確認されたら、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、詳細を確認した上で、いじめたとされる生徒に対して事情を確認し適切に指導するなど、組織的な対応を行うこと。

イ 個々の事案に応じて、家庭や教育委員会への連絡・相談等を行うとともに、早期に関係機関等と連携して対応すること。

ウ 教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深め、学校における組織的な対応を可能にする体制の整備を行うこと。

いじめが発生した場合には速やかな解決が求められるが、その際、いじめた生徒によるいじめられた生徒に対する謝罪のみで終息するものではない。

それは、いじめられた生徒といじめた生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すまでが含まれる。こうしたことから、表面的には解決したと判断したいじめも、その後の状況を継続して注視していく必要である。

さらに、全ての生徒が、発生したいじめに向き合うことを通して、その反省や教訓を糧に、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが求められる。

(4) 家庭や地域との連携

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校、家庭及び地域との連携が欠かせない。そのためには、PTAや地域の関係団体等と、いじめの問題について協議する機会を設け、学校評議員制度等を活用したり、「心のアンケート」等の調査結果や学校の取組を適切に情報提供したりするなどして、いじめの問題について、家庭、地域と連携した対策を推進する。

なお、アンケート調査等によりいじめが認知されなかった場合は、その結果を生徒や保護者、地域住民向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないか確認すること。

また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるように、学校、家庭及び地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応については、学校において、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局などの人権擁護機関等）との適切な連携が必要であり、日頃から、学校と関係機関の担当者の情報交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが求められる。

その上で、学校等警察連絡協議会等において積極的に情報交換を行い、教育相談の実施に当たっては必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図り、あるいは法務局等、学校以外の相談窓口があることを生徒へ適切に周知することなどに取り組む。

6 学校におけるいじめ防止等のための指導體制と組織的対応等

いじめ防止等に関する指導を実効的に行うために、管理職を含む複数の教職員、専門的な知識を有する外部関係者により構成する「いじめ防止対策委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(1) 組織の構成員

校長、全・定教頭、生徒指導主事、生徒支援主任、各学年主任、養護教諭
人権教育主任、外部専門家 ※情報集約担当者：生徒指導主事

(2) 組織の役割

- ア 委員会は、いじめ防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報をもとに、組織的に対応する。
- イ いじめであるかどうかの判断は組織的に行うため、委員会が、情報の収集と記録、共有を行う。教職員は、小さな変化や兆候、懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに、すべて委員会に報告・相談すること。
- ウ 当該組織に集められた情報は、個別の生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ること。
- エ 委員会は、基本方針の見直し、いじめの取組が計画どおりに進んでいるかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめの取組についてPDCAサイクルで検証を行う。
- オ 委員会は、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を加えるなど、柔軟な組織とする。また、外部専門家との関係も日頃から構築し、適切な助言が得られるようにする。

【委員会の具体的な役割】

- いじめ防止の取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正
- いじめの相談・通報の窓口（教頭もしくは生徒支援主任へ）
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- 緊急会議の開催
 - ※いじめに係る情報があった場合に開催。
 - いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援体制及び方針の決定、保護者との連携等を組織的に行う。

7 学校におけるいじめの防止等に関する取組

(1) いじめの防止の重点取組

本校「熊本県いじめ調査委員会調査報告書を踏まえた学校の改善について」
○授業規律の回復と言語環境の整備、教職員間の連携強化を特に注視し、
次の①～⑦について重点的に取り組む。

- ① 教員に対する研修体制の確立と研修内容の充実
 - ・自分のこととして主体的に取り組む研修の実施
 - ・実践的な研修の実施
- ② 「人権尊重」に立った生徒の言語環境に対する指導
 - ・生徒の言語環境に対する指導の徹底
 - ・授業規律の回復と授業改善に向けた取組
- ③ 教育相談体制の充実
 - ・危機管理部（生徒支援担当）を中心とした教育相談体制の整備
 - ・生徒が安心して話すことができる環境や雰囲気づくり
- ④ 外部専門職の活用
 - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携
 - ・警察や荒尾市等の関連機関との連携
- ⑤ 思春期の生徒に対する配
 - ・思春期講演会の実施
 - ・心と体の振り返りシートの活用
 - ・家庭との連携

- ⑥ 「『いじめの加害者』と疑われる生徒」に対する指導と援助
 - ・保護者や校内関係部署（特に危機管理部）、SC・SSWとの連携
 - ・通級指導のノウハウの活用
- ⑦ 情報モラルに対する指導
 - ・SNS等に関する講演会の実施と関係機関との連携
 - ・スマートフォン使用時のルールの設定推進（家庭のルール）

(2) 年間計画

月	取組内容
4月	○入学前、中学校からの引き継ぎ ○生徒理解研修① ○ストレス対処教育及びSOSの出し方に関する研修 ○教育相談週間
5月	○心と命を考える講演会 ○心と身体の振り返りシート
6月	○心ときずなを深める月間 ○情報モラル講演会
7月	○思春期講演会 ○子どもサイン発見チェックリスト（家庭編） ○いじめ防止対策委員会
8月	○職員研修 ○生徒理解研修② ○平和と人権の集い
9月	○心と命を考える講演会 ○情報モラル講演会
11月	○心のアンケート（県） ○人権教育ホームルーム
12月	○いじめ防止対策委員会 ○職員研修 ○学校評価アンケート
1月	○心と体のアンケート ○生徒理解研修③
2月	○情報モラル講演会 ○スクールロイヤーによる出前授業、職員研修
3月	○いじめ防止対策委員会

- 毎月「心と命」の取組（職員のリレーエッセー）を実施
- 運営委員会で生徒の情報について共有
- 生徒支援委員会を週1回開催（時間割に位置づけ）
- 毎月「若草会」（警察、小中高の教員、荒尾市指導センター、荒尾市教育委員会が参加し、情報交換）

(3) いじめの早期発見

全ての教職員は、自らの「いじめに気付く感受性」を磨き、日頃から生徒の見守りに注力するとともに、信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようにしなければならない。

また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に積極的に取り組まなければならない。アンケート等によるいじめ認知件数が多いことが問題ではなく、いじめを見逃さないこと、いじめの未解決をなくすことが重要である。

- ア 生徒支援委員会（週1回）及び校務運営委員会における生徒情報の共有
- イ スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーとの連絡
- ウ 心と体のアンケート、子どものサイン発見チェックリスト（家庭用）、心のアンケート（県）の実施
- エ 相談窓口の周知（新入生説明会、入学式、PTA総会）
- オ 教育相談週間の設定（年2回）

(4) いじめに対する措置

法第23条1項

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切措置をとるものとする。

- ア 各教職員は、本校のいじめ基本方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録すること。
- イ 「いじめ問題対策委員会」で情報を共有し、事実関係の確認の上、組織としての対応方針を決定し、被害生徒を徹底して守り通すこと。
- ウ いじめた生徒に対しては、本人が抱える課題や悩みを理解するなど教育的な配慮をしながら、毅然とした態度で指導する。その対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関や専門機関との連携の下で取り組むこと。
- エ 必要に応じて、県に緊急支援員の派遣を要請し、緊急支援員と連携しながらいじめ問題に取り組むこと。

(5) いじめの解消

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次のア及びイが満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

- ア いじめに係る行為が止んでいること
 - (ア) 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とするが、形式的な対処としないようにすること。
 - (イ) いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ問題対策委員会の判断により、より

長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

(ウ) 行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

(ア) いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめにより心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(イ) 被害生徒本人及びその保護者との情報共有や面談等を怠ることなく、いじめの解消の判断をより丁寧に行う。

8 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は「いじめが背景に疑われる重大事態への対応マニュアル」（令和2年12月改定）に基づいて対応する。